

(別紙)

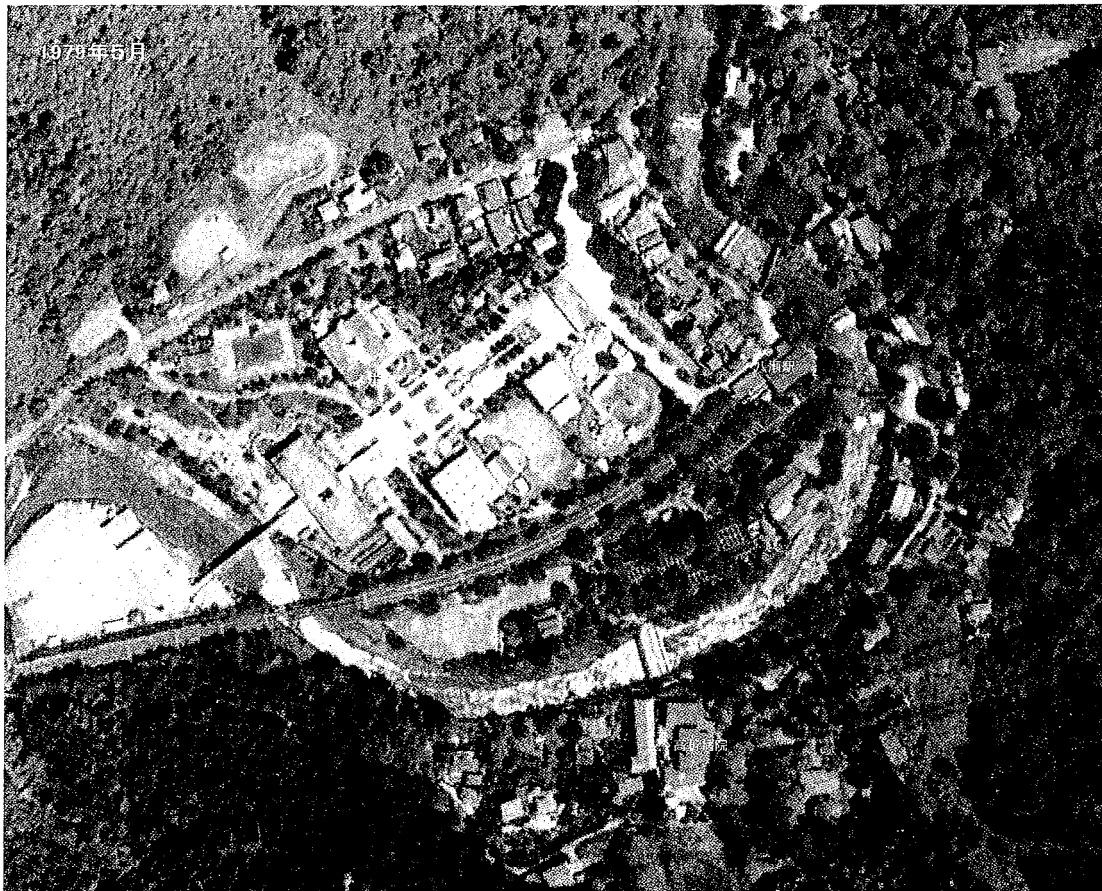
キマダラルリツバメの国内分布と現状 (日本鱗翅学会 「日本産蝶類の衰亡と保護」より)

国内の分布状況と種の指定基準

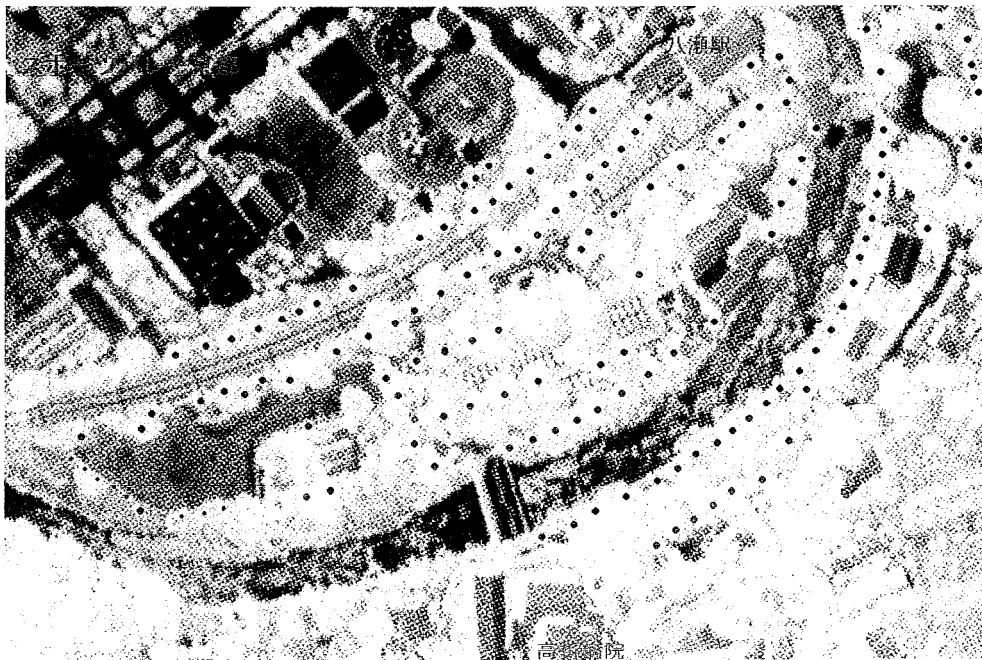
福島県：	只見川流域	天然記念物に指定
栃木県：	栃木市	絶滅危惧種
埼玉県：	飯能市、大滝村	絶滅種
神奈川県：	藤野町	危惧種 県天然記念物に指定
山梨県：	上野原町、多摩川上流	
長野県：	南信濃村、南木曾村、大桑町、上松町 日義村、木曾福島町、三岳村、木祖村	希少種
岐阜県：	長良川上～中流域、飛騨川、木曾川流域 に局所分布	危急種
三重県：	伊賀地方	希少種
滋賀県：	八日市市、湖東町、愛知川町、神埼郡	希少種
大阪府：	豊能郡、高槻市	希少種

京都市八瀬 キマダラルリツバメの生息地

1979年代の植生景観 引用写真 航空写真地図2（空から見た京都）日本交通公社



1979年代のサクラ類植栽位置



キマダラルリツバメ *Spindasis takanonis* MATSUMURA

分布： 東北地方（岩手、福島県） 関東地方（埼玉、神奈川県） 中部地方（山梨、長野、岐阜県）
 近畿地方（三重、滋賀、兵庫、京都、大阪府） 中国地方（岡山、鳥取、島根県）に分布するが、いずれの産地も
 局所的で、発生場所は極限されている。

京都市におけるキマダラルリツバメの地域変異

産地間の裏面斑紋は、ある程度の安定した出現比率をもっている。黒斑紋の位置や形状によっては産地間の特
 徴があり、京都市内周辺の個体群を前翅3d、7d、後翅3d、5dの斑紋形状から滋賀型と京都西部型に分類できる。
 滋賀型は京都市東部の山科から岡崎周辺にかけて分布し、嵯峨以西には京都西部型が分布している。これらの分
 布状況において八瀬周辺が滋賀型と京都西部型の移行地帯になっている。

滋賀県型 愛知川♀ 京都型 嵯峨野♀ 八瀬産♀⇒



八瀬産裏面の斑紋変異⇒

八瀬♀⇒



京都型 滋賀県型

八瀬産♂⇒

♀ ♀ ♀ ♂⇒



当会の調査の経緯と内容

1 現地調査

2004（平成16）年2月28日、当会公害対策・環境保全委員会のメンバー5名が第1回目の現地調査を実施した。老人ホーム建設工事はすでに土地造成工事が着手されていたが、昆虫研究家の主原憲司氏の解説を受けながら、工事現場周辺に点在するキマダラルリツバメが生息するサクラの木を観察して回った。キマダラルリツバメの幼虫を育てるハリブトシリアゲアリの生息に適した老木のソメイヨシノが多くみられた。蝶の発生する木はおおむね高野川沿いに分布しているが、特に高野川と叡山電車線路とに挟まれた三日月状の狭い土地内に集中していた。キマダラルリツバメは夕方5時から6時に日があたる環境で交尾するが、山に囲まれた八瀬のこの三日月状の土地が日光の当たり具合が非常に良いとのことであった。そしてまさにここが老人ホーム建設予定地であり、造成工事のため相当数の老木のサクラが移植や伐採を余儀なくされる位置関係にあった。その後、現地住民の方から開発行為を知らされた経過、業者や京都市のこれまでの対応などを聴取した。

2004（平成17）年7月17日、同委員会メンバー4名が2回目の調査を実施した。建設予定地の北側部分はフェンスで囲われ盛土がなされて工事が進行していた。南側部分はキマダラルリツバメの棲むと思われるサクラの際まで土砂が積み置かれている状況であった。移植されたサクラを数本確認したが、相当の老木で活着が危ぶまれるものや、すでに先端から枯れ始めているものが見られた。現地住民の方から、住民が京都市に対して行った宅地造成工事許可処分に対する異議申立は、2004（平成16）年3月30日付けで却下されたと聞いた。「多様な自然環境保全、野生動物等の保護等の利益は法律上保護された利益とは言い難い」「宅造法の許可基準は、京都市環境基本条例や風致地区条例、宅地開発要綱に適合していることを要求していない」等の理由が示されていた。

2 京都府へのヒアリング報告

2004（平成16）年8月9日、同委員会メンバー3名が京都府企画環境部環境企画課を訪問し、京都府レッドデータブックの目的や実効性等について聴取し、その内容は以下の通りであった。

レッドデータブックは、どんな野生生物から優先的に保護すべきかの前提調査とする趣旨で府内の貴重な野生生物の生息実態調査を行い、2002（平成14）年6月に発刊したものである。完成したレッドデータブックは府内各市町村の開発関係部局へ送っているが、「このような生物がいるから配慮してください」というお願いの域を出ず、開発に対し抑制力となったり配慮義務を持たせたりする法的根拠はない。ただ、行政が行う公共工事において、レッドデータブックの指摘のおかげで稀少生物の存在がわかり、独自に配慮がなされ保護の施策を事前に検討できたというケースはあった。府としてもせっかく多大な労力と費用をかけて調査した結果であるから、どの場所に何が生息しているかを広く具体的に知らせ、また保護のための実効性も持たせたいが、余りに具体的な宣伝を行うとかえって生息地において

採集マニアによる採集圧を高めてしまうという問題があり、また生息地域の保全や開発規制等を強力に行うと私権制限の問題が出てくる。府としても悩んでいるところであるが、レッドデータブック調査をふまえて、「絶滅のおそれのある野生生物等の保全方策に関する提言」を發表し、「絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育地やこれと一体となった地域を保全区域として指定し、土地形質変更の制限など、規制・管理を行う必要がある」「公共事業の実施にあたっては、野生生物や生態系に極力負荷を与えない工法や範囲、実施時期の採用などに努める」といった提言を行っているところである。

3 京都市へのヒアリング報告

- (1) 平成16年10月18日(月)午後4時から5時10分まで、当会の委員が京都市役所都市計画局都市景観部を訪れ、新喜富雄風致保全課長、駒井正風致第一係長、及び安田秀亮開発指導課担当係長に面談して、主として本件開発における都市計画部局における指導内容等について事情を聴取した。その内容は以下のとおりである。
- (2) 本件地域における開発規制と、許可が下ろされた状況及びその間に行われた指導経過等について説明を受けたが、許可日である平成15年12月26日に高折病院から電話があったのが市がキマルリ問題について認識した最初であるとのことであった。その後、翌年1月5日に地元住民6名が京都市役所に訪れてキマルリ保存の要望があったが、これとは別に、八瀬叡山保勝会から、高野川の景観保全の要望が出され、京都市としても、本年1月8日に事業主立ち会いのもとに現地で行政指導を行った。

指導の内容は、モミジ以外の樹木も可能な限り残す。地元の専門家の指摘によりキマルリ生存樹木も3本確認されたが、そのうち1本はそのまま保存、あとの2本は移植して保存することにした。京都市としては、むしろ、開発許可後の、許可基準にはない事項についての行政指導(法的強制力はない)であるにもかかわらず、業者が一部計画を変更(平成16年3月15日に変更許可)してまでこころよく応じてくれた事案として好意的に受け止めている。
- (3) 一般論として希少種の保全の必要性は認めるものの、こと景観規制の中で直接的に動物保護を許可条件とすることには、その目的からして違和感があるとの認識が強いようである。少なくとも現行法制の中で、本件について、キマルリ保護のための規制をすることはできないとの認識のようである。
- (4) 京都府が発刊しているレッドデータブックは2002年発行のものが風致保全課に1冊配布されているが、風致の許可に直接関係しないため特に活用はしていない。
- (5) 京都市役所内において、環境保全部局との連絡調整等は、特になされていない。
- (6) 樹木等の問題については、京都市独自の制度として、美観風致相談員(緑の専門家教授)に週1度相談している。

以 上